

# 寧樂史苑

第 64 号

---

## 論 文

中世後期東国の政治儀礼における喫茶文化について ..... 橋本 素子...(1)

勘解由使停廃に関する一考察 ..... 岩村 彩子...(16)

うつほ物語の〈声〉 ..... 長田明日華...(35)

トゥグルク・テムルとモグール・ウルス ..... 矢島 洋一...(50)

## 書 評

東出加奈子著『海港パリの近代史——セーヌ河水運と港——』 ..... 野口 理恵...(61)

---

## 会 報

2019

奈良女子大学史学会

# 中世後期東国における喫茶文化について

橋 本 素 子

## はじめに

これまで地方の政治儀礼における喫茶文化の受容については、佐藤博信氏が、関東公方の政治儀礼研究の範疇で、古河公方などの年中行事における茶の贈答について述べる程度であった<sup>(2)</sup>。

中世後期、地方の城郭や居館などの武家領主層に関わる遺跡から茶具足の出土があれば、「闘茶」を受容していた、あるいは後の茶道に繋がる芸能の「茶の湯」を受容していたと結論付けられていた。しかし芸能の「茶の湯」は一六世紀初頭に登場するものであり、それ以前に出土した茶具足は芸能の「茶の湯」を行ったものではない。では「闘茶」をするためであつたかといえば、可能性は否定できないものの、史料に恵まれない中ではそれとは断定できない。それ以前に見落とされているのが、政治儀礼における茶の使用であろう。すでに拙稿では、平安時代前期の唐風喫茶文化と鎌倉時代初期の宋風喫茶文化の将来と受容の後、一六世紀までに展開される一般化の経路は、宗教儀礼、政治儀礼、遊芸、及び生産技術を軸としていたことを指摘した<sup>(1)</sup>。

中央であれ地方であれ、政治儀礼で茶を使用する場面は、飲料としては接客や行事の飲食饗應の際、乾物では茶の贈答においてである。

つまり、室町時代には室町時代なりの「茶湯」の作法や茶の贈答の作法があり、それが政治的場面において機能していくことになる。これは、地方武家領主層にも受容されていたものと想定され、冒頭に見る地方武家領主層の遺跡から出土した茶具足は、このために使用さ

れたものと考えられる。

そこで本稿では、中世後期の地方武家領主層、特に関東公方の置かれた東国を中心に、政治儀礼における喫茶文化の受容状況を考察するために、行事の飲食饗應における「茶湯」の使用、及び茶の贈答について検討する。ただし管見では、武家領主層すべての事例に恵まれておきたい。なお本稿における東国社会とは、坂東八ヶ国に伊豆国・甲斐国・陸奥国・出羽国を加えた地域を対象とする。<sup>(6)</sup>

## 第一章 中世前期から後期へ文化の継承

### 第一節 中世前期にみえる喫茶文化の萌芽

ここでは、中世後期の前提として、中世前期の喫茶文化の受容について触れておきたい。すなわち、鎌倉時代末期になると、中世後期に顯在化する喫茶文化の諸相の初期の姿が、鎌倉やその周辺の社会で見ることができるからである。

平安時代前期に唐から喫茶文化が将来されて以来、寺家では寺院を訪問する貴人に茶を出してなすことが行われてきた。この茶によるもてなしの作法が寺外に出たのは、鎌倉時代末期である。元徳二年（一二三〇）三月四日付「金沢貞顕書状」には、

一、新茶三袋入桶茶賜候了、彼岸中僧衆是に御渡候上、長老昨日光臨之間、勧申御時候、仍折節特喜人候、

とあり、彼岸中の法要のため金沢貞顕の鎌倉赤橋邸を訪れた称名寺僧衆や長老に対し、斎（昼食）の際に茶を勧めた。これは武家という在家において寺家を饗應する場合に茶を出す事例であり、また食事と茶が結びついた初期の事例といえる。殊に中世前期の鎌倉将軍家を中心とする武家儀礼に茶が取り入れられた形跡がない中で、上級武家における寺家に対する饗應で茶が使用されたことは、中世後期に室町殿御成をはじめとする武家儀礼で茶が使用されるようになる前段階の方として評価できよう。

同様のことは、闘茶についても言える。南北朝期の京都での大流行に先立ち、鎌倉時代末期の鎌倉やその周辺の社会である程度流行していたものとみられる。南北朝期の『一條河原落書』には「茶香十炷ノ寄合モ 鎌倉釣ニ有鹿ト 都ハイト、倍増ス」とあるように、闘茶も聞香と同様に、鎌倉時代末期の鎌倉でそれなりに流行っていたが、南北朝期になってからは京都で大流行したとある。また『太平記』巻第七「千鈔破城軍事」には、

大將ノ下知ニ隨テ、軍勢皆軍ヲ止ケレバ、慰ム方ヤ無リケン、或ハ暮・双六ヲ打テ日ヲ過シ、或ハ百服茶・褒貶ノ歌合ナンドヲ観デ夜ヲ明ス。

とおり、千早城を兵糧攻めにした鎌倉幕府軍が、暇つぶしに陣内で闘茶をしていた設定になっている。これも鎌倉時代末期の鎌倉の武家社会やその周辺で、闘茶が流行していたことを受けているものと見られ る。また、東北地方の北条氏関連の地域では闘茶札の出土が報告され

ている。<sup>(10)</sup> これらはいざれも傍証ではあるものの、南北朝期の京都での大流行を前に、鎌倉時代末期の鎌倉で流行っていたことが想定される。

さらには、元龜三年（一五七二）七月二十五日付「日我授日郷五箇誓戒」には、建武三年（一二三三）「日郷五箇誓文」の引用として、

### 一、不可好酒宴茶会虚財施法施事

とある<sup>(11)</sup>。すなわち、安房国保田の妙本寺住持日郷は、酒宴や茶会に傾倒して財施・法施を虚しくしないこと、住持としてのつとめをないがしろにしないことを誓つたのである。建武三年という時期を考えると、「茶会」は闘茶会を指し、ここでも南北朝期の京都での大流行を前に鎌倉やその周辺で流行していたことが想定される。なお日郷以後の妙本寺では、日郷の一〇代後の住持日我がこの「日郷五箇誓戒」を伝授されたように、歴代の住持がこれを順守することを宣誓していた。

またとかく「爆発的」などと表現され、中世後期特有の現象であるかのように強調された唐物ブームであるが、最近の研究では、鎌倉時代末期の鎌倉でも、『金沢文庫文書』にみられるように、また、鎌倉市内各所から出土した大量の輸入陶磁片、殊に青磁片が物語るようになに相当な唐物ブームが到来していたことが明らかになっている。<sup>(12)</sup>

## 第二節 鎌倉文化から室町文化への継承

では室町時代の喫茶文化の展開を前に、鎌倉時代末期の鎌倉でその先駆けともいえる現象がみられたことは、いったい何を示しているのだろうか。岩橋春樹氏は、室町時代になり政治の中心が京都に集約さ

れる際に、鎌倉文化の京都室町文化への影響がみられる点を指摘している。すなわち、『仏日庵公物目録』に、

樹頭絵一対有難、鶴 觀音

將軍家、彼難絵御所望之間、本尊觀音相副被進之、御書在之、〔貞治元年十一月廿日、〕〔異筆〕

とあるように、貞治元年（一三六二）、当初足利義詮は雉の絵（樹頭絵一対）を所望した。これに対して円覚寺は、本来義詮からの依頼にはなかった本尊である觀音も副えて義詮に進上した。それは、義詮に對して絵の室礼の作法として「あるべき姿」を示したものであった。

岩崎氏は「仏画を中央に置いて、花鳥禽獸を脇幅として組み合わせた禅宗系三幅対については、猿猴図のところで述べた通りである。当初から三幅の揃いではない。異種別途の絵を組み合わせて新たな絵画世界を創造しようとする考えは、中国の禅宗移入とともにあって学んだ觀賞法であった。既に鎌倉では、このような三幅対形式が導入されており、眼にも馴染んでいたものと推測して差し支えないだろう」と述べている<sup>(13)</sup>。その後の室町殿の室礼で、三幅対形式が主流となっていくさまは、『君台觀左右帳記』にみられるごとくである。

さらには、南宋文化の将来は、禅宗寺院だけに限定されるものではなかった。例えば、福島金治氏は、桜井景雄氏・玉村竹二氏・藤岡大拙氏の指摘を受けて、禅・律・天台の組織の共通性は、南宋の寺院制度が一般社会に通じる制度として確立し日本に移入された結果であるとし、律宗寺院である称名寺絵図にみられる伽藍の呼称が禅風の呼称であふれていることを指摘している<sup>(14)</sup>。

つまり、鎌倉時代の鎌倉には、武家と寺家を中心とした、当時の到達点ともいえる先進的な文化が存在した。次の室町時代に京都を拠点とする室町幕府が成立した際には、鎌倉から京都への文化の移入が見られるなど、鎌倉は室町文化の形成に大きな影響を与えていたのである。それらの中に、喫茶文化も含まれていたことは言うまでもなからう。

## 第二章 東国武家儀礼の受容と喫茶文化

中世後期に幕府が京都に移ることにより、一地方都市となつた鎌倉ではあるが、かつてのような文化的な先進性は見られなくなるものの、鎌倉府が置かれたことにより、東国の中では政治・経済・文化の中核都市として、茶の受容と展開がみられた。

中世東国における茶の生産流通の概要については、すでに拙稿でも述べたがあるので簡略に述べる。鎌倉時代中期には、茶は中央から「つて」を使って入手していた。鎌倉時代末期になると、武藏国金沢称名寺、下総国土橋東禅寺・三ヶ谷永興寺などでの生産が確認できる<sup>16</sup>。南北朝期以降は、関東公方から在地領主までの各武家領主層の祈願寺や菩提寺での栽培や、下総国香取神宮・伊豆国三島大社の一宮での栽培が抽出される。<sup>17</sup>

また中世後期の東国において流通していた茶は、①全国市場で流通する茶、たとえば宇治茶<sup>18</sup>、②東国市場で流通する茶、たとえば領主一

領地の関係から武藏国金沢に運ばれた下総国下河辺庄の茶、武藏国江戸に運ばれた常陸茶<sup>19</sup>、が確認できるとともに、③地域市場で流通する茶、が想定できる。この全国市場から地域市場までの、広範で多様な産地での茶の生産や流通の状況を背景に、中世後期の東国でも、各武家領主層において喫茶文化の受容が可能になった。

### 第一節 武家儀礼における饗応の茶

中世前期、武家儀礼の飲食饗応において、前述の鎌倉時代末期に鎌倉赤橋邸で金沢貞顕が称名寺の僧侶に斎の際に茶を出した以外、塊飯などの武家儀礼の中で茶が使用された事例は見られない。ただ、元徳二年（一二三三〇）一月二三日付「金沢貞顕書状」（四一七）には、

御所者茶を御このみにて候、上品新茶二三種可尋給候、去年者三月一日雜掌をさたし進候き、今年も三月になり候○、早速にと

存候、可有御意得候、あなかしく、

とあり、貞顕がこの年の三月上旬の旬雜掌奉行を担当し、守邦親王が茶を好んだため、去年の例を踏まえて新茶を揃えようとしていた。但しこの新茶が、どのような形で守邦親王に供されたのかは不明である。

ではこのような中世前期の喫茶文化の状況を踏まえて、中世後期の東国の武家儀礼の飲食饗応では、茶はどのように飲まれていたのだろうか。

東国の上級権力たる鎌倉公方の場合を見てみよう。鎌倉府の年中行事について一五世紀半ばにまとめられた『鎌倉年中行事』によると、<sup>20</sup>

鎌倉府の年始儀礼のうち、五日の夜「御行始」、すなわち鎌倉公方の管領上杉邸への御成の饗応において茶が使用された。御行始の饗応は、まず殿中の御座で「式之御肴」が来ている間に「面之御祝三献」が行われる。その後「別之御座」へと移動し、「御参肴」で三献の酒肴—御膳—御湯—御菓子・御茶と続く。その際には、

御菓子御茶ヲバ公方様御一人御座有テ被聞召、管領其外之人々、  
皆々内座ニテ被給ナリ、

とあり、御湯に先立ち管領以下は御座を退出して、鎌倉公方一人が御座で御菓子と茶を飲食した。これは室町殿が「御菓子」は主室の「御座」で食べ、茶はこの後に続く「御休息」の際に主室を出て奥の「御休息所」で所望すれば飲むことがあつたこととは、作法に違いが見られる。鎌倉公方御行始の場合には、御茶は公式の次第内容に含まれており、御菓子と御茶が一連化されていたのである。しかも、室町殿御成では、御休息所に点茶所と室町殿が茶を飲む御座が室礼されたことに対して、鎌倉公方御行始の場合には、主室にいる鎌倉公方に別室に設けられた点茶所から茶が給仕されたことが想定される。

また殿中の年始対面儀礼において、一六日には建長寺・円覚寺・寿福寺・淨智寺・淨妙寺の鎌倉五山と十刹諸山以下の長老が年始礼に参上するが、その際には、

公方様御直垂、御荷用之人々モ直垂ニテ、御茶アリ、召ノ御茶ハ

御一家中ニ持參、其外ハ只奉公人衆ト建長寺御茶ヲバ、御荷用同様ニ持テ參、其以下ハ先メシヲ持テ被參、

とあり、鎌倉公方の御茶は、「御一家中」が給仕し、奉公衆や建長寺長老には奉公中の近臣がつとめる「御荷用」が給仕する。<sup>(23)</sup>それ以下、つまり第二位円覚寺以下の長老には、先に飯（膳）が給仕されたよう

に、第一位の建長寺長老だけが別格の扱いを受けている。以下順に光明寺・覺園寺・慈恩寺・大樂寺以下の住持にも御礼後に茶があつた

が、詳細は不明である。鎌倉比丘尼五山第一位の太平寺長老・同天寿院、第二位の東慶寺松岡長老・同瑞松院・積善院には、御礼の後、茶と酒が出された。第三位の国恩寺、第四位の護法寺、第五位の禪明寺には、茶だけが出された。金沢称名寺も御礼の後、茶だけがふるまわれた。<sup>(24)</sup>一八日の清淨光寺上人御礼の際にも、茶がふるまわれた。このように、室町殿の年始対面儀礼では、室町殿と寺家がともに茶を飲んだとする記載はないが、鎌倉公方の年始対面儀礼では、茶がふるまわれていたことが特徴的である。

なお、すでに拙稿でも触れたが、一六日条には、

御茶持參アツテ御前ニ置く、直に受取コトナシ、不知案内ニテハ可有越度之間具記之、大御所様御出ノ時ハ、御女房様御茶持參之時ハ直ニ被受取ナリ、毎年公方様モ御礼ニ御出アル也、

とある。すなわち給仕が鎌倉公方へ茶を渡す際には、御前に置くもので、直に渡すことはないとする。これは室町殿の場合に、給仕が台付の碗を直接手渡すものとは作法が異なる。

以上のように鎌倉公方は、年始行事の御行始および年始対面儀礼の飲食饗応において茶を使用していた。しかも室町殿の同様の行事と比

較すると、御行始の公式の次第内容に「御茶」があることや、年始対面儀礼で茶が出されることなど、より茶を使用する場面が多いものといえよう。

## 第二節 茶の贈答

次に、東国の武家諸階層における、年中行事での茶の贈答についてみていく。但し、中世後期東国における領主層の階層をあらわす用語は非常に複雑で、畿内が守護大名—国人—土豪と整理されているのに対して、上級権力、大名、小大名、豪族、小豪族、国人、土豪などと多岐にわたる。また同一の家でも時代によって盛衰があるため、その階層を規定することが難しい。ひとまず、呼称をそのまま使用することにする。

### (1) 関東公方とその周辺

鎌倉公方については不明である。

古河公方は、佐藤博信氏が指摘されているように、寺院から年始とともに九月と歳暮にも茶を礼物として進上させていた。<sup>(2)</sup>

古河に関東公方の本拠地が移って以来、鶴岡八幡宮にかわり「関東護持」寺院の中核となった下野国鍬阿寺では、年行事をつとめた一二子院から<sup>(3)</sup>、年始には公方へ茶一〇〇袋・申次へ茶五〇袋<sup>(2)</sup>、九月には申次へ抹茶一器、歳暮には公方へ抹茶一合を進上していた。<sup>(30)</sup>具体的には、安養院・淨土院・金剛乘院から三代足利高基へと、不動院・竜福院・

六字院・安養院・延命院から五代義氏へ進上していたことが確認できる<sup>(32)</sup>。足利基氏開基の下野国遍照寺は、初代成氏・二代政氏へ年始の卷数と茶を進上した。<sup>(33)</sup>下總国香取社別当寺円福寺は、高基へ、九月に卷数と抹茶を進上した。<sup>(34)</sup>鹿島神宮は四代晴氏へ九月と一二月に、義氏へ九月に、茶を進上して<sup>(35)</sup>いた。下總国中山法華經寺は、義氏へ年始の茶と海苔を進上した。<sup>(36)</sup>月輪院は、義氏へ、卷数と茶を進上した。<sup>(37)</sup>

以上のように、古河公方へは寺家からの年始禮物として茶が進上されていて、なお、武家からは太刀が進上されていた。<sup>(38)</sup>

比較の対象として、室町殿への年始・歳暮礼の献物は、室町中期以降は武家だけではなく寺家も馬と太刀に定例化していた。<sup>(4)</sup>室町殿において茶は、新茶||初物が、高山寺や宇治の奉公衆である宇治大路氏や大野氏から献上されるものであった。一方で、戦国期の中央でも山科家—山科庄、九条家—日根庄のよう、公家領主への年始禮物として領内の寺院が茶を進上した。<sup>(42)</sup>このように、古河公方が寺家から年始礼物として茶が進上されたことは、他の権門領主並みであるものの、茶が太刀よりも費用がかからないものであることから、室町殿の格下の扱いであったものといえよう。

そのほか、祈願所の武藏国羽生正覚院から晴氏へ、河越合戦の際であろうか、戦勝祈禱の際に卷数とともに茶が進上されている。<sup>(43)</sup>

次に佐藤博信氏の研究によつて明らかになった、古河公方を補完する形で関東足利氏の聖俗両界にわたる支配において重要な位置を占めた雪下殿（鶴岡八幡宮若宮別當）と、そこから展開したに小弓公方に

ついても見ておこう。<sup>(44)</sup> 成氏弟尊倣へは、鎌阿寺から年始礼物として茶が進上されていた。<sup>(45)</sup> 小弓公方足利義明へは、鎌阿寺から年始礼物として茶が進上されていた。<sup>(46)</sup> これらは、古河公方の贈答儀礼のありかたを継承したものといえよう。

## ②古河公方の奉行人

さらには、古河公方の奉行人へも、寺院から茶が贈られている。

肇年の佳兆更ニ不可有窮期候、抑為御祝儀、建渓百袋、御進上候、能々奉披露候、目出度思之由、被成御書、御扇被遣之候、仍某

も<sup>(47)</sup> 茗葉袋<sup>(48)</sup>送給候、目出度令存候、態扇子<sup>(49)</sup>進之候、残賀永日可申承候、恐々謹言、

正月十一日

謹上 不動院 尊報御同宿中

とあるように、寺院から古河公方への年始礼物として茶を進上するための申次を務める際に、茶が贈られた。具体的には、鎌阿寺の年行事を務めた不動院・竜福院・六字院・安養院・延命院から義氏の奉行人芳春院周興へ贈られた。<sup>(50)</sup> 芳春院周興は、古河公方一族もしくは血縁者といわれ、義氏とその母芳春院殿（北条氏綱の女）の奉者をつとめることで政治力をもつことになった。<sup>(51)</sup> 芳春院松嶺へは、威徳院・淨土院・安養院から贈られた。<sup>(52)</sup> また芳春院松嶺へは歳暮礼物として宝珠院・竜福院・淨土院から茶が贈られた。<sup>(53)</sup>

## （2）戦国大名と家臣

### ① 戦国大名

関東管領を輩出した扇谷上杉氏の道興（朝興）は、戦国期に相模国当麻の無量光寺に年始礼物として茶を進上させていた。<sup>(54)</sup>

古河公方の後継として関東八州の統治権を掌握した後北条氏<sup>(55)</sup>も、天文年中、二代氏綱が、相模国当麻無量光寺に年始礼物として茶を進上させた。<sup>(56)</sup> この無量光寺による年始礼物としての茶の進上は、三代氏政の時代にも途中茶の量を二〇袋から三〇袋へ増量させて継承された。

古河公方の贈答儀礼のありかたは、東国の戦国大名にも継承されたのである。

これは、対象地域から外れるものの隣接する駿河国今川氏でも同様であった。天文一九年（一五五〇）、氏親の子義元の求めに応じて軍師太原崇孚（雪齋）が記した「今川家諸宗礼式」には、

年始の御礼ニ参寺庵之僧・沙弥・小法師体の者まで、たよりよけ

れハ御対面とて、うへをしたへとひこへはこねへまち出るハ、あまりに見くるしく候、さやうにハ有ましき事なり、八日にハ早朝ニ新宮・総社両神社まいりて、惣持院別當御対面有て後、御祈願所寺々府中・府外先例より参つけたるハかりハ不及沙汰、近年屋敷一所給たる小寺の坊主まで、名聞ニふけり出る者限もなし、此類ハ皆御茶にても巻数にても、進物計披露有てかへさるへきなり、とあり、駿河国では、寺社が年始礼物として茶や巻数を進上することが一般的であると認識されていたのである。<sup>(57)</sup>

以上のように、東国の戦国大名には、祈願所である寺院から、年始礼物として茶が進上されていた。これは、室町殿よりも、古河公方の

贈答儀礼のありかたを継承したものであるといえよう。

## ② 戦国大名の家臣

天正五年（一五七七）正月一九日付「笠原康明書状」には、如貴札、改年之御吉兆、猶以不可有際限、仍、国増殿様へ、御年頭御申上候、即助八郎致披露候、可御心易候、殊為御佳例、御樽代并御茶送給候、目出珍重存候、自是も海苔<sup>一合</sup>并串柿、進覽之候、誠表御祝儀迄候、余賀期永日候、恐々敬白、

正月十九日

玉林坊

貴答

とある。国増丸については、『新編埼玉県史』が北条氏政の息で武藏国岩付城主となつた北条氏房に比定するが、年少のため笠松氏がこれを後見していたものとみられる。足立郡玉林坊は、代々武藏国岩付城の城主太田氏の庇護をうけていた。玉林坊から国増丸への年始の御樽代と茶の進上に対して、北条氏の評定衆笠原康明が答謝し、康明から玉林坊（現さいたま市緑区中尾・廢寺）へは海苔と串柿が贈られた。

また今川氏親の時代には、遠江国真言宗幡教寺（大福寺）から今川氏家臣で当寺再興に深く関わった福島氏を通じて、毎年年始礼物として鳥目（錢）と茶を進上させていた。<sup>(3)</sup> 戦国大名の家臣もまた、その菩提寺・祈願所から茶を進上させ、それを上級権力たる戦国大名に進上していた。

## （3）在地領主層（国人・土豪層）

次に、国人・土豪層などの在地領主層について見ていく。

天文一四年（一五四五）安房国日蓮宗妙本寺住持日我が著した『妙本寺年中行事』によると、日我的時代から一月四日には「守護所」の上総国金谷城の正木氏のもとに出仕したが、それは即ち安房国守護・里見義堯への御礼を意味していたとする。<sup>(4)</sup> ここで正木某には茶一〇袋などを、御台・御曹子には五袋ずつを贈ることになった。さらに五日には「地頭」のもとへ、六日には「近所」へ年始礼に行き茶を贈ることになっていた。<sup>(5)</sup> 里見氏は鎌倉府奉公衆の出身で、小弓公方や足利藤氏・藤政・家国などとの関係が深いことから、里見氏家中の贈答儀礼も古河公方のありかたを継承したものといえよう。

上野国長楽寺でも、永禄八年（一五六五）正月四日には住持の義哲が「旦那」＝外護者である金山城中の実城へ城主由良成繁やその一族に対して年始礼に赴き、成繁へは「如例年」銭五〇疋と茶二〇袋・雲脚一〇袋を重ねて一つに結い合わせて進上している。<sup>(6)</sup> また四月一日にも、由良成繁へ新茶が進上されている。<sup>(7)</sup> なお長楽寺は、境内茶園の茶を摘採して製茶していた。

小田氏は、東国の豪族の一族ではあるが、この時期に勢力を縮小したことから、ここに分類する。天正三年（一五七五）一二月一三日付「小田守治書状」には、

去秋御当寺御移之由、珍重ニ候、然者前々之如筋日、預御筆候、本望ニ候、仍御守・巻数給候、目出度候、并芳茗一合被相添、祝

着候、猶向後祈念等之儀頼入訖、懃扇子一本・金進覽之、表空書

計候、委曲令期後臺候、恐々謹言、

## おわりに

極月十三日

源守治（花押）

謹上千妙寺（花押）

とあり、天台宗千妙寺（現茨城県筑西市黒子）から常陸国筑波山の西侧に勢力を有していた小田氏の一族である守治（花押）へ、歳暮の祈祷の巻数とともに茶が贈られている。

その他一六世紀頃とみられる「高須信忠書状」にも、芳翰具令披見候、仍實城江巻数・御守并芳名被遣候、即致披露候処、委細被及返札候、將亦拙者所へも右之通送給候、誠以祝着之至候、尚令期來信之時候、恐々謹言、

高須弥助

正月十四日  
信忠（花押）

神主殿

貴報

とあり、年始礼物として、巻数と御守と茶が贈られた。

以上のように、東国では、関東公方から在地領主層までの各武家領主層へ、祈願所もしくは領内の寺院からの年始・九月・歳暮の年中行事及び初物の進上物として茶が使用されていた。（花押）

東国では、鎌倉時代の鎌倉を中心に、南宋の先進的な文化を受容したが、喫茶文化もそのひとつであった。しかし南北朝期以降は、東国の関東公方が、中央の室町殿と同様の年中行事を行っていたが、その中にあっても前の時代からの文化性を継承しつつ、東国には東国なりの喫茶文化が存在していたものといえよう。

今回は、上級権力たる関東公方のうち鎌倉公方の年中行事の飲食饗応において、茶を使用していたことを確認した。

鎌倉公方の武家儀礼による政治力について、佐藤博信氏は、「成氏年中行事」（『鎌倉年中行事』）なる年中行事を構築したことこそ東国の自立的完結性を示すものであるとされた。一方、二木謙一氏は、関東公方を室町殿と比較して、年始行事には差異が見られるものの、他の年中行事はほぼ同様のものであるとした。これは、室町幕府の儀礼や作法に準拠しているものの、室町武家社会全体でみると、鎌倉府は室町幕府より格下に置かれていたと言わざるを得ないとされた。（花押）両者の説を踏まえつつ、茶をめぐる政治儀礼の作法を中心見るとどうなるのか。

室町殿の御成始にあたる鎌倉公方の管領邸への御行始では、室町殿御成のように御休息所が用意されはおらず、酒宴を行う主室で茶を飲むなど簡略化されていたが、茶は御菓子の後に飲むなど公式の次第内容として一連化されていた。また寺家に対する年始対面儀礼では、

鎌倉公方と寺家が共に茶を飲んだ。このように鎌倉府では、中央の室町殿には見られない茶に関わる独自の作法が存在していた。年始礼の茶に関する作法の違いは全体から見れば微細かもしれないが、その組織の独自性を体現するものとして評価されるべきものであろう。

贈答では、関東公方や戦国大名などの上級権力から在地領主層までの武家では、その祈願所である寺家から、年始・歳暮には茶が、陣中には抹茶が贈られていた。室町殿へは寺家からでも太刀や馬であったが、関東公方へは茶であった。

この関東公方の御行始・年始対面儀礼・贈答などの年始行事は、二木氏が指摘されるごとく、室町殿と比較して、行事はより小規模であり、茶は太刀よりも費用のかからないものであることなどから、その格下にあるものといえよう。しかしそれがゆえに、関東公方においては、儀礼全体における茶の使用の比重が相対的に増すことになり、結果として、茶の使用が目立つ儀礼内容となつたものといえよう。そして、この関東公方の政治儀礼における茶の贈答のありかたは、その影響を受けた東国の戦国大名や国人・土豪層にも継承されていた。このことからも、東国の戦国大名や国人・土豪層の年中行事の飲食饗応における茶の使用のありかたも、同様に、関東公方の影響を受けたものが行われていた状況が想定できよう。

そして、中世後期の東国社会の政治儀礼においても喫茶文化が受容されたことは、すでに拙稿で分析した葬祭儀礼における喫茶文化の受容の事例とともに<sup>(3)</sup>、喫茶文化の一般化が中央だけではなく全国的に展

開されていったことの証左となろう。そしてこのような喫茶文化の一般化の状況は、戦国期の地方でも武家領主層を中心に、同時代の京・奈良・堺といった中央での文化的イノベーションにより成立した芸能の「茶の湯」を受容する際の素地となつたものと見られる。  
以上不十分ながら、中世後期の東国の政治儀礼における喫茶文化の受容状況を検討した。今後は、越前国の国人色部氏など、他の地域においても可能なところからの検討を重ねたい。<sup>(4)</sup>

## 註

(1) 拙著『中世の喫茶文化』吉川弘文館、一〇一八年、一二二頁。

(2) 佐藤博信「古河公方をめぐる贈答儀礼について—特に下野鏪阿寺の場合を中心にして—」『統中世東国 支配構造』思文閣出版、一九九六年。そのほか、妙本寺日我の地域権力への茶の進上については、佐藤博信『安房妙本寺日我一代記』思文閣出版、二〇〇七年。

(3) 拙稿「室町時代政治儀礼における茶の作法について」『女性研究者による茶文化研究論集』茶文化研究会実行委員会、二〇一三年。前掲書『中世の喫茶文化』、二〇五頁。

(4) 拙稿「中世後期『御成』における喫茶文化の受容について」『茶の湯文化』二六号、茶の湯文化学会、二〇一六年。

(5) 年始の事例は公家の九条家が領内の寺院から『政基公旅引付』文龜一  
年正月一二・一三日条、図書叢書刊、養徳社、一九六一年、七三頁)、

- 新茶の事例は室町殿が三月二二日に高山寺・四月八日に遍照心院から  
 『殿中申次記』『群書類從第二三輯』卷第四百七、続群書類從完成会、  
 一九三三年、二六四四頁)、八朔の事例は経覚が寺院から(『経覚私要鈔』  
 長禄二年八月一日条、史料纂集第四卷、続群書類從完成会、一九七七年、五二頁)などがある。
- (6) 「刊行のことば」『動乱の東国史』シリーズ、吉川弘文館、一〇一二〇  
 一三年。
- (7) 元徳二年三月四日付「金沢貞顕書状」『金沢文庫古文書武将書状篇』  
 四二八／七二五、金沢文庫、一九五二年、一四四頁。
- (8) 『中世政治社会思想下』日本思想体系、岩波書店、一九八一年、三四六  
 頁。
- (9) 『太平記』日本古典文学大系三四、岩波書店、一九六〇年、一二一〇  
 頁。
- (10) 三上喜孝「東北地方の鬪茶札と鎌倉」『中世寺院の姿とくらし—密教・  
 禅僧・湯屋』国立歴史民俗博物館、一〇〇一年、一一四頁。
- (11) 元亀三年七月二五日付「日我授日郷五箇誓戒」『匡真寺文書』一『千葉  
 県の歴史資料編中世二県内文書』千葉県史料研究財团、一九九七年、  
 六五三頁。
- (12) 家塚智子「室町時代における唐物の受容—同朋衆と唐物」久保智康編  
 『東アジアをめぐる金属工芸』勉誠出版、二〇一〇年など。
- (13) 世界遺産推進登録三館連携特別展『武家の都・鎌倉』神奈川県立歴史  
 博物館、一〇一年。
- (14) 岩橋春樹「中世鎌倉美術館—新たな美的意識をもとめて」有隣新書、  
 二〇〇八年、一四頁。
- (15) 福島金治『金沢北条氏と称名寺』吉川弘文館、一九九七年、一五四頁。  
 土橋東禅寺に茶園が存在したことは、鎌倉時代後期月日未詳「湛翁書
- (16) 状』『金沢文庫古文書僧侶編下』一九〇一／「湛翁冊子第八十」紙背、  
 金沢文庫、一九五二年、六二頁。三ヶ谷永興寺茶園の茶が土橋東禅寺  
 に送られていたことは、鎌倉時代後期六月一七日付「土橋知事書状」  
 前掲書『金沢文庫古文書僧侶編下』一五七一／一〇六三、二九八頁。
- (17) 拙稿「中世後期葬祭儀礼における喫茶文化について」『寧樂史苑』第五五  
 号、奈良女子大学史学会、二〇一〇年。
- (18) 文禄二年閏九月二二日付「日侃書状」前掲書『千葉県の歴史資料編中  
 世二県内文書』一二二一頁。
- (19) 拙稿「下河辺庄における喫茶文化」『金沢文庫研究』第三三四号、神奈  
 川県立金沢文庫、二〇一〇年三月。
- (20) 文明八年「江戸城静勝軒詩序并江亭記等写」『荏柄天神社文書』三九一  
 『鎌倉市史史料編第一』鎌倉市、一九五八年、二五九頁。
- (21) 元徳二年一月二三日付「金沢貞顕書状」前掲書『金沢文庫古文書武將  
 書状編』四一七／七一四、二三七頁・『鎌倉遺文』三〇八九四九号、  
 四〇卷五頁。
- (22) 前掲書『群書類從第二三輯』卷第四百八、三一七頁。以下の『鎌倉年  
 中行事』は群書類從本による。
- (23) 二木謙一「武家儀礼格式の研究」吉川弘文館、一〇〇三年、一〇四頁。
- (24) 佐藤博信「殿中以下年中行事」に関する一考察」『民衆史研究』第一〇  
 号、民衆史研究会、一九七一年。田辺久子『関東公方足利氏四代』吉  
 川弘文館、一〇〇三年、一三九頁。(二木謙一「鎌倉年中行事」にみる  
 鎌倉府の儀礼)『伝統と創造の人文科学—國學院大學大学院文学研究科  
 創設五〇周年記念論文集』國學院大學大学院、一〇〇一年、五一四頁。  
 『長禄二年以來申次記』前掲書『群書類從第二三輯』卷第四〇六、『殿  
 中申次記』同卷第四〇七、『年中定例記』同卷第四〇七。
- (25) 前掲拙稿「室町時代政治儀礼における茶の作法について」、一八七頁。
- (26) 前掲拙稿「室町時代政治儀礼における茶の作法について」、一八七頁。

(27) 佐藤博信前掲論文「古河公方をめぐる贈答儀礼について」。

(28) 阿部能久『戦国期関東公方の研究』思文閣出版、二〇〇六年、一五三

頁。

(29) 天正九年「御年頭申上衆書立写」『喜連川家文書案』『群馬県史資料編

七中世三』三〇五一、群馬県史編さん委員会、一九八六年、八一九頁。

(30) 佐藤博信前掲論文「古河公方をめぐる贈答儀礼について」では、鎌阿寺の「年頭の祝儀」の進物の基本は「茶」と「酒」であるが、他の寺社の場合にはこれに巻数がつくこととの違いを指摘している、七九頁。

(31) 年未詳正月一日付「足利高基書状」『鎌阿寺文書』佐藤博信編『戦国遺文古河公方編』五四八、東京堂出版、二〇〇六年、一四九頁。年未詳正月二三日付「芳春院松嶺副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四八八、四一八頁。年未詳正月二三日付「芳春院松嶺副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四八九、四一九頁。

(32) 年未詳正月二九日付「芳春院松嶺副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四九一、四二〇頁。

(33) 年未詳正月二九日付「芳春院周興副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四二八、三九四頁。年未詳正月二九日付「瑞雲院周興副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四二九、三九四頁。年未詳正月二二日付「芳春院周興副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四三一、三九五頁。年未詳正月二六日付「芳春院周興副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四三二、三九六頁。年未詳正月二八日付「芳春院周興副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四三四、三九六頁。

(34) 年未詳正月二三日付「足利成氏判物」『遍照寺文書』『栃木県史中世編』一、一九七三年、一〇九頁。前掲書『戦国遺文古河公方編』一九九、五八頁。年未詳正月二四日付「足利政氏判物」『遍照寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一九九、五八頁。年未詳正月二四日付「足利政氏判物」『遍照寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一九九、五八頁。

寺文書』前掲書『栃木県史中世編』一、一〇九頁・前掲書『戦国遺文古河公方編』四一一、一〇八頁。

(35) 年未詳九月二日付「足利高基判物」『円福寺文書』一八『茨城県史料中世編III』茨城県、一九九〇年、一六九頁。

(36) 年未詳八月四日付「足利晴氏卷数請取状」『鹿島神宮文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』七四〇、一九三頁。年未詳八月一日付「足利晴氏卷数請取状」『鹿島神宮文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』七四三、一九四頁。年未詳九月三日付「足利晴氏卷数請取状」『鹿島神宮文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』七五三、一九六頁。年未詳九月五日付「足利晴氏卷数請取状」『鹿島神宮文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』七五四、一九六頁。九月八日付「足利晴氏卷数請取状」『鹿島神宮文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』七五七、一九七頁。年未詳九月一日付「足利晴氏卷数請取状」『鹿島神宮文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』七五九、一九七頁。年未詳九月五日付「足利晴氏卷数請取状」『鹿島神宮文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』七六〇、一九七頁。年未詳一〇月一二日付「足利晴氏卷数請取状」『鹿島神宮文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』七六六、一九九頁。年未詳一二月二六日付「足利晴氏卷数請取状」『鹿島神宮文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』七八七、二〇四頁。

(37) 年未詳九月八日付「梅千代王丸（足利義氏）卷数請取状」『鹿島神宮文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一一七一、三〇二頁。年未詳九月一八日付「足利義氏卷数請取状」『鹿島神宮文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一一七六、三〇三頁。年未詳九月二四日付「足利義氏卷数請取状」『鹿島神宮文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一一八二、三〇五頁。年未詳九月二十四日付「足利義氏卷数請取状」『鹿島神宮文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一一八三、三〇五頁。年未詳一〇月四日付

- 「足利義氏卷數請取狀」『鹿島神宮文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一一八六、三〇六頁。年未詳一二月付「足利義氏卷數請取狀」『鹿島神宮文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一二一〇、三二三頁。
- (37) 『鹿島神宮文書』六八〇八一『茨城県史料中世編I』茨城県、一九七〇年、一四九頁。
- (38) 年次正月二七日付「足利義氏判物」『中山法華経寺文書』II七九前掲書『千葉県の歴史資料編中世』県内文書一』一一三六頁。
- (39) 天正九年「御年頭申上衆書立写」『喜連川家文書案』前掲書『群馬県史資料編七中世三』三〇五一、八一九頁。
- (40) 年未詳正月一二日付「足利成氏書状」前掲書『戦国遺文古河公方編』一九三、五七頁など。
- (41) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年、一一四頁。
- (42) 前者は前掲書『殿中申次記』・『年中定例記』、後者は前掲書『政基公旅引付』参照。
- (43) 天文一四年カ一月二七日付「足利晴氏卷數請取狀」『正覚院文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』七七五、一〇一頁。
- (44) 佐藤博信『古河公方足利氏の研究』校倉書房、一九八九年、一一五頁。
- (45) 年未詳正月一一日付「尊敝書状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一三三六、三五六頁。年未詳正月一六日付「尊敝書状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一三三七、三五六頁。年未詳一月二八日付「芳春院周興副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一三三八、三六〇頁。年未詳正月一二日付「愛松王書状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一三三四、三五六頁。
- (46) 年未詳一月一二日付「愛松王書状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一三三七、三六〇頁。年未詳一月一日付「愛松王書状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一三三八、三六〇頁。年未詳正月一二日付「愛松王書状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一三三九、三六〇頁。
- (47) 年未詳一月一一日付「芳春院周興副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四二八、三九四頁。
- (48) 年未詳一月二一日付「瑞雲院周興副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四二九、三九四頁。年未詳一月二二日付「芳春院周興副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四三一、三九五頁。年未詳一月二六日付「芳春院周興副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四三三、三九六頁。年未詳一月二八日付「芳春院周興福副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四三四、三九六頁。
- (49) 佐藤博信前掲書『古河公方足利氏の研究』、一六一頁。
- (50) 年未詳正月一二日付「芳春院松嶺副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四八七、四一八頁。年未詳正月一三日付「芳春院松嶺副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四八八、四一八頁。年未詳正月一三日付「芳春院松嶺副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一四八九、四一九頁。年未詳正月一九日付「芳春院松嶺副状」『鎌阿寺文書』、前掲書『戦国遺文古河公方編』一四五、四二〇頁。
- (51) 年未詳一二月二四日付「芳春院松嶺副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一五〇〇、四二五頁。年未詳一二月二四日付「芳春院松嶺副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一五〇一、四二五頁。年未詳一二月二十五日付「芳春院松嶺副状」『鎌阿寺文書』前掲書『戦国遺文古河公方編』一五〇二、四二五頁。
- (52) 年未詳三月一日付「上杉道興（朝興）書状写」『無量光寺文書』『伊勢原市史資料編古代・中世』三二一、伊勢原市史編纂委員会、一九九一年、三四四頁。

- (53) 網野善彦『東と西の語る日本の歴史』講談社学術文庫、一九九八年。
- (54) 佐藤博信「戦国期における東国国家論の一視点」歴史学研究会編『世界史における地域と民衆』青木書店、一九七九年。
- (55) 年未詳(天文一〇年以前)正月一一日付「北条氏綱書状」「無量光寺文書」『相模原市史第五卷中世・近世資料集』八、相模原市、一九六五年、一一頁。
- (56) 年未詳正月一三日付「北条氏政書状」「無量光寺文書」前掲書『相模原市史第五卷中世・近世資料集』一二、一五頁。年未詳正月二二日付「北条氏政書状」「無量光寺文書」前掲書『相模原市史第五卷中世・近世資料集』一三、一六頁。
- (57) 天文一九年一二月一一日付「今川家諸宗礼式写」「静岡県史資料編七中世三」二〇二六、静岡県、一九九四年、七二〇頁。
- (58) このほか東国の寺社から巻数と茶が贈られた例に、年未詳一月一二日付「半田政勝書状」「大石寺文書」杉山博・下山治久編『戦国遺文後北条氏編第五卷』四二一九、東京堂出版、一九九三年、一九六頁、年未詳一月一七日付「北条氏照カ書状」「善明寺文書」下山治久編『戦国遺文後北条氏編補遺編』四九七四、東京堂出版、二〇〇〇年、六〇頁、
- (59) 年未詳正月一四日付「高須信忠書状」「鹿島神宮文書」六三『茨城県史料中世編I』茨城県、一九七〇年、一四八頁、年未詳二月一八日付「沙弥常仙書状」「塙不二丸氏所蔵文書」九〇前掲書『茨城県史料中世編I』、三一九頁、がある。
- (60) 天正五年(一五七七)正月一九日付「笠原康明書状写」「武州文書」一二、足立郡所収・『新編埼玉県史資料編六中世二古文書』埼玉県、一九八〇年、四三七頁。
- (61) 年未詳正月六日付「福島春能書状」・年未詳正月六日付「福島氏春書状」『大福寺文書』前掲書『静岡県史資料編七中世三』四六四・四六五、
- (62) 市村高男「古河公方の権力基盤と領域支配」『古河市史研究』一一、古河市史編さん委員会、一九八六年、第一章注(一)、三〇頁。
- (63) 『長楽寺永禄日記』永禄八年正月四日条、史料募集、続群書類從完成会、二〇〇三年、九頁。
- (64) 前掲書『長楽寺永禄日記』永禄八年四月一日条、六九頁。
- (65) 前掲書『長楽寺永禄日記』永禄八年四月二〇日・一五日・一七日・二〇日・二三日・二六日・二七日・二九日・五月三日・四日条。
- (66) 天正三年二月一三日付「小田守治書状(切紙)」「千妙寺文書」『茨城県史料中世編III』茨城県、一九九〇年、一八九頁。
- (67) 前掲書『茨城県史料中世編III』、六七頁。
- (68) 一六世紀頃とみられる「高須信忠書状(切紙)」「鹿島神宮文書」六三『茨城県史料中世編I』茨城県、一九七〇年、一四八頁。
- (69) 阿部能久前掲書『戦国期関東公方の研究』(一一七頁)では、関東府における寺社勢力の正月参賀について鎌倉期以来の伝統の継承があることを指摘されている。これに従えば年始礼物として茶を進上することが鎌倉期の継承である可能性もあるが、いまのところそれを示す史料はない。
- (70) 佐藤信博前掲書『古河公方足利氏の研究』、四五四頁。
- (71) 二木謙一前掲書『中世武家の作法』、一〇〇頁。
- (72) 二木謙一前掲書『武家儀礼格式の研究』、二二二頁。
- (73) 前掲拙稿「中世後期葬祭儀礼における喫茶文化について」。

越後国小泉莊加納の色部条を本拠としていた国人領主色部氏へは、領内の栗島から年に四度の礼物の進上があつたが、三度目の六月に年貢馬を進上される際には、馬主である内浦と釜谷の名主からそれぞれ御茶一斤が進上されていた。また同じく觀音寺からも御茶一斤が進上されていた。『色部氏年中行事』『日本庶民生活史料集成 第二三卷』三一書房版、一九八一年、八〇〇・八〇二頁。中野豈任『祝儀・吉書・呪符』吉川弘文館、一九八八年、八二頁。

# NARA SHIEN

NARA HISTORICAL JOURNAL

---

No. 64

February 2019

---

## Articles

- Tea Culture of the Political Ceremonies in Togoku  
in the Latter Middle Ages ..... **HASHIMOTO Motoko** ··· (1)
- A Study of the Abolition of Kageyushi ..... **IWAMURA Saeko** ··· (16)
- “Voice” in *the Tale of Utsuho* ..... **OSADA Asuka** ··· (35)
- Tuğluq Temür and the Mögül Ulus ..... **YAJIMA Yoichi** ··· (50)

## Book Review

- HIGASHIDE Kanano, *Paris port de mer dans l'histoire contemporaine:  
Le transport fluvial de la Seine et le port* ..... **NOGUCHI Rie** ··· (61)

## Miscellaneous

---

Published

by

**THE HISTORICAL ASSOCIATION  
OF NARA WOMEN'S UNIVERSITY**